

「寺院振興法座」開催要項

- 1、目的 法座の開催が困難になっている寺院・地域に対して法座開催を促進し、ご法義の相続と寺院機能の振興をはかることを目的とする。
- 2、対象 組長より申請のあった寺院または地域。
- 3、法座内容 一般法座（仏婦・仏壮など教化団体の研修目的のものは除く）
基本的に一日二座とするが一座での開催も可
離郷門徒を対象として組内寺院以外を会所としての開催も可
- 4、開催期間 本年度中
- 5、開催申請 「法座」を開催される組の組長より、事前に教務所宛てに開催申請書を提出する。

（備考）法座開催後に報告書提出の上、年度内1回助成金3万円を交付する。

講師の選定は会所寺院または組において行う。要望があれば教区で選定し出向を依頼する。

以 上